

住宅用太陽光発電システム

1. 交付額

200,000円

2. 交付要件

- (1) 自己が購入した住宅用太陽光発電設備を住宅の屋根等に設置し、発電した電力を自家消費するもの
- (2) 未使用品であること
- (3) 太陽電池の出力(対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本産業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準としているが、IEC の国際規格も可とする))又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の合計値が10kw以下のもの

3. 申請時必要書類

- (1) 交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 誓約書
- (3) 対象機器の設置場所を示す位置図
- (4) 対象機器の仕様が分かるパンフレットなど
- (5) その他町長が必要と認める書類

4. 機器等設置後必要書類

- (1) 実績報告書(別記様式第6号)
- (2) 請求書(別記様式第7号)
- (3) 対象機器の設置に係る領収書又は契約書の写し

5. 注意事項

- (1) 申請時に本町に住所を有しない者が申請を行なったときは、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金実績報告書(別記様式第6号)を提出する時点において本町に住所を有することが明らかな場合は、本町に住所を有する者とみなします。
- (2) 工事着工日は、交付決定通知の日以降です。その日以前に工事着工した場合、理由を問わずに奨励金の交付は行いません。